

茨木市立保育所及び小規模保育施設運営要綱

(保育施設等の目的)

第1 茨木市立保育所及び小規模保育施設（以下「保育施設等」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、入所する乳児及び幼児（以下「入所児童」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2 保育施設等は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、入所児童の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。

2 保育施設等は、入所児童の属する家庭、地域等の社会資源との連携を図りながら、入所児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援を行うよう努めるものとする。

3 保育施設等は、茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年茨木市条例第25号）その他関係法令を順守し、事業を実施するものとする。

(保育の内容)

第3 保育施設等は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、次に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第4項に規定する支給認定保護者に係る入所児童に対し、同条第3項の規定により認定を受けた保育必要量（次号及び第6第1項において「保育必要量」という。）の範囲内における保育の提供

(2) やむを得ない理由により、保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合の法第59条第2号の規定による時間外保育の提供

(3) 食事の提供

(4) その他保育に係る行事等

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4 保育施設等における職員の職種、員数及び職務内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 所長は、1人とし、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を順守させるため必要な指揮命令を行うとともに、入所児童を全体的に把握し、所務を掌理する。

(2) 保育士は、満1歳未満の入所児童3人につき1人以上、満1歳以上満2歳未満

の入所児童5人につき1人以上、満2歳以上満3歳未満の入所児童6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の入所児童20人につき1人以上、満4歳以上の入所児童30人につき1人以上をおおむね配置するものとし、保育に従事し、その計画の立案及び実施、保育の記録、家庭への連絡等の業務を行う。

(3) 用務員は、2人以上とし、栄養士の作成した献立に基づき、給食及び間食の調理、保育施設等の清掃等を行う。

(4) 看護師は、1人以上とし、入所児童の健康及び保健衛生に関する業務を行う。

2 前項各号に定める職員のほか、副主幹、所長代理、主査、主任その他必要な職員を置くことができる。

(保育を提供する日)

第5 保育施設等の保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

(保育時間)

第6 保育施設等の保育時間は、次の各号に掲げる保育必要量の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 1月当たり平均275時間まで 午前7時30分から午後6時30分までの間で市長が認める時間

(2) 1月当たり平均200時間まで 午前8時30分から午後4時30分までの間で市長が認める時間

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、保育時間を短縮し、又は延長することができる。

(休所日)

第7 保育施設等の休所日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、保育施設等の運営上市長が必要と認めるときは、休所することができる。

(利用者負担等)

第8 保育施設等を利用する者は、保育施設等の運営及び管理に係る費用の一部として、茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成26年茨木市条例第26号）に定める利用者負担額等を支払うものとする。

2 前項に定めるもののほか、保育施設等の利用に関し必要な費用として、保険料その他保育用品、遠足代等の実費相当額を支払うものとする。

(利用定員)

第9 保育施設等の利用定員は、法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの

区分ごとに、次のとおりとする。

保育施設等名	2号	3号	
	3歳児～5歳児	1歳児～2歳児	0歳児
春日保育所	58人	33人	9人
中央保育所	68人	33人	9人
沢良宜保育所	54人	27人	9人
総持寺保育所	46人	18人	6人
郡保育所	72人	39人	9人
小規模保育施設 のぞみ	—	16人	3人

(利用の開始)

第10 保育施設等に入所を希望する保護者は、市長が定める期間に茨木市保育所等における保育の利用に関する規則（平成26年茨木市規則第63号。第12において「保育利用規則」という。）に定める保育所等利用申込書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申込みに係る子どもの数が第9に定める利用定員を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

(出席の停止又は退所)

第11 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入所児童の出席を停止し、又は入所児童を退所させることができる。

(1) 入所児童が疾病にかかり、又はその他の理由により他の者に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。

(2) 入所児童及びその保護者が、管理上必要な指示に従わないとき。

(3) その他市長が入所児童の保育の利用を不相当と認めたとき。

(退所の手続)

第12 入所児童の保護者は、第11に規定する場合のほか、入所児童を退所させようとするときは、保育利用規則第12条に規定する退所届を市長に提出しなければならない。

(届出の義務)

第13 入所児童の保護者は、本人及び入所児童に転居等の変動が生じたときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

2 入所児童が、疾病その他の正当な理由がなく2か月以上欠席したとき又は無断で

15日以上欠席したときは、退所させることができる。

(緊急時の対応)

第14 緊急の事案が発生した場合は、保育施設等は、保護者に速やかに連絡するとともに、入所児童を安全に保護者に引き渡すものとする。

(非常災害対策)

第15 非常災害が発生した場合は、保育施設等は、入所児童の安全を確保するとともに、関係機関と連携し非常災害に対応する。

2 保育施設等は、前項に規定する対応を適切に行うことができるようにするため、定期的に避難訓練等を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第16 所長及び保育士その他の職員は、常に入所児童の状態を観察し、虐待の疑いがあると判断した場合は、直ちに関係機関に連絡し、連携を取り、適切に対応する。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。